

農地転用（4条・5条）申請書

申請書・添付書類・書面

提出書類等	書類の内容・添付等	部 数		備考
		県1部	農業委員会1部	
申請書	農地法4条・5条の申請書(かがみ)	1 (原本)	1 (原本)	
(法人の場合)	定款か寄付行為の写し (原本と相違ない旨を記し署名押印) 又は 法人登記簿の謄本 (原本)	1 (原本)	1 (写)	
全部事項証明 (登記簿謄本)	法務局公印がある原本 現住所が登記簿と異なる場合、住民票を添付	1 (原本)	1 (写)	直近のもの
水利権者同意書	申請地元の水利組合	1 (原本)	1 (写)	同意が得られない場合、 事由書添付
事業計画書	一般住宅は不要	1 (原本)	1 (写)	
被害防除計画書	一般住宅は不要	1 (原本)	1 (写)	
資金計画書	工事見積 ≤ 資金 となっていること	1 (原本)	1 (写)	
資金証明書類	残高証明書・融資証明書・融資事前審査書類等 原本の提出が出来ない場合は原本の提示と写しの提出 ※その他必要とするもの ・個人からの借入の場合は承諾書 ・金融機関ではない会社からの借入の場合、定款(貸金等の記載)や議事録 等々	1 (原本)	1 (写)	直近のもの
工事見積書	資金計画書に基づくこと 業者の@付	1 (原本)	1 (写)	有効期限内のもの
宅地建物取引業免許書の写し	宅地分譲・建売分譲住宅の場合	1 (写)	1 (写)	
売買契約書(案)	特定建築条件付売買予定地の場合	1 (写)	1 (写)	
隣地承諾書	隣接が農地の場合	×	1 (原本)	同意が得られない場合、 事由書添付
確約書	申請内容についての確約	×	1 (原本)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建売住宅の場合、許可後～完了までの工程表 ・所有権以外の権原に基づいて申請する場合、所有者の同意書 ・賃借権、地上権を有するものがある場合、権利を所有する者の同意書 ・公有地(道路水路等)を取り込んでいる場合、利用可能の旨を証する写し ・土地改良区内の場合、土地改良区の意見書 ・単独申請(5条)の場合、単独で申請する旨を証する書面の写し(遺贈や一体開発など) ・無断転用の場合、始末書の添付 ・他法令の許認可届出をしている場合、許認可届出の写し ・官民・民民境界の協議書・確定書やそれを証する書類(必要に応じて) ※その他必要とするもの			

図面関係

位置図	1/50,000 か 1/25,000 市内のどこに位置するか特定できるもの	1 (原本)	1 (写)	
付近見取図	1/5,000 程度で付近の状況がわかるもの	1 (原本)	1 (写)	
字図	境界を朱ラインで囲むこと 隣接の土地に所有者、地目、地積を記入すること	1 (原本)	1 (写)	
現況平面図	境界を朱ラインで囲むこと	1 (原本)	1 (写)	
土地利用計画 平面図 (施設配置図)	給水・排水・下水道等の配管線は、色分けをする 境界を朱ラインで囲むこと 建物、施設等やそれらの利用に必要な道路・用排水施設・ その他(周辺農地に対する被害防除施設等を含む)の位置 を明らかにしたもの	1 (原本)	1 (写)	
縦横断図	現況高さに転用後の盛(切)土と構造物等を図示したもの	1 (原本)	1 (写)	一般住宅については、盛 土規制法の許可を要する 場合は添付
建物平面図 建物立面図	カーポートは建築面積に含む	1 (原本)	1 (写)	

その他の法令関係

他法令関係	開発行為、道路占用・形状変更届等・払下げ関係、県・国への届出等関係書類の写し
都市計画法関係	用途地域では、建築物の用途制限がありますので、必ず事前確認をしてください。

提出部数

申請書 2部 (県1部・農業委員会1部)
添付書類 2部 (県1部・農業委員会1部)